

竜 都 審 第 6 号

令和8年9月1日

竜王町長 西田 秀治 様

竜王町都市計画審議会
会長 轟 慎一



近江八幡八日市都市計画「区域区分」の変更（滋賀県決定）について（答申）

令和8年（2026年）9月1日付け竜建第605号で諮問された近江八幡八日市都市計画「区域区分」の変更（滋賀県決定）については、竜王町都市計画審議会条例（平成14年竜王町条例第27号）第2条第2号の規定に基づき、当審議会で慎重に審議した結果、異議なしと認め、答申します。

竜 都 審 第 7 号

令和8年9月1日

竜王町長 西田 秀治 様

竜王町都市計画審議会
会長 轟 慎一



近江八幡八日市都市計画地区計画の決定（竜王町決定）について（答申）

令和8年（2026年）9月1日付け竜建第606号で付議された近江八幡八日市都市計画地区計画の決定（竜王町決定）については、竜王町都市計画審議会条例（平成14年竜王町条例第27号）第2条第1号の規定に基づき、当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認めましたことを答申します。

竜 都 審 第 5 号

令和8年9月1日

竜王町長 西田 秀治 様

竜王町都市計画審議会
会長 轟 慎一



近江八幡八日市都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（滋賀県決定）について（答申）

令和8年（2026年）9月1日付け竜建第604号で諮問された近江八幡八日市都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（滋賀県決定）については、竜王町都市計画審議会条例（平成14年竜王町条例第27号）第2条第2号の規定に基づき、当審議会で慎重に審議した結果、異議なしと認め、答申します。